

耳の聞こえが気になる方へ

【高齢者補聴器購入費助成のお知らせ】

耳が遠くなると、日常生活に不便を感じたり、周りとのコミュニケーションが取りづらくなります。聴力低下は、認知症リスクの一つとも言われており、大刀洗町では高齢者の生活支援・社会参加の促進・認知症予防のため、令和4年4月より中等度難聴の方へ補聴器購入費の一部を助成する事業を開始し、令和5年10月より対象者を拡大しました。

助成を受けるためには、補聴器を購入する前に役場での事前申請が必要です。

助成対象者(すべての条件を満たす方)

- ① 満65歳以上の大刀洗町民であること
- ② 聴力障害による身体障害者手帳の交付を受けていないこと
- ③ 障害者総合支援法の補装具支給対象者でないこと
- ④ 町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の滞納がないこと
- ⑤ 両耳の聴力が 40dB 以上 70dB 未満 であること



助成額:申請者本人の課税状況で助成額が変わります。

住民税が課税されている場合:10,000円(令和5年10月より)

住民税非課税の場合:25,000円

注意点

- ① 助成対象は、管理医療機器としての補聴器本体と付属品(集音器は対象外)
- ② 修理、メンテナンス代は対象外
- ③ 受診・検査費用・文書料などは自己負担
- ④ 申請前に購入されたものは助成対象外



申請の流れ

- ① 役場にて申請手続きをする
- ② 役場にて審査後、「受理通知 兼 意見書」が自宅に届く
- ③ 耳鼻咽喉科を受診し、医師に「意見書」を書いてもらう
- ④ 「意見書」を役場へ提出する
- ⑤ 役場にて審査後、「決定通知 兼 請求書」が届く
- ⑥ 補聴器を購入する(申請前に購入したものは、助成対象外となります)
- ⑦ 「請求書」に領収証のコピーと振込先口座のコピーを添付して役場へ請求する
- ⑧ 助成金が振り込まれる